

村田町
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 2 7 年 3 月

村田町

目 次

はじめに	2
< 総論 >	
Ⅰ 新型インフルエンザ等対策の基本方針	4
Ⅱ 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	9
Ⅲ 対策の基本項目	12
Ⅳ 対策推進のための役割分担	14
< 各論 >	
Ⅰ 実施体制	17
Ⅱ 情報収集・情報提供	17
Ⅲ 予防・まん延防止	17
Ⅳ 予防接種	18
Ⅴ 医療	20
Ⅵ 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置	20
< 各段階における対策 >	
Ⅰ 未発生期	21
Ⅱ 県内未発生期	25
Ⅲ 県内発生早期	29
Ⅳ 県内感染期	33
Ⅴ 小康期	38
用語解説	41

はじめに

1. 背景

新型インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等感染症」をいう。以下同じ。）は、毎年流行を繰り返してきた*インフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（*パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画の作成

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関等の事業者等の責務や、新型インフルエンザ等の発生時における措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

町は、町民に最も近い行政単位であり、求められる役割として危機管理部門と公衆衛生部門が中心となって町民生活への支援、独居高齢者や障がい者等の社会的弱者への対策、個人・家庭・地域に向けての啓発、行政サービス機能の維持を行う。

村田町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）は、特措法第 8 条に基づき作成するものであり、県、町、医療機関、事業者、個人のそれぞれが対策の基本的方針や役割等を共通に理解し、一体となって展開していくため必要な事項を定めるものである。

なお、政府行動計画及び県行動計画、町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同様に社会的影響が大きなもの

国、県では適時適切に行動計画の変更を行うものとしていることから、町においても必要に応じ、行動計画の変更を行うものとする。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（市町村行動計画）

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

<総 論>

I 新型インフルエンザ等対策の基本方針

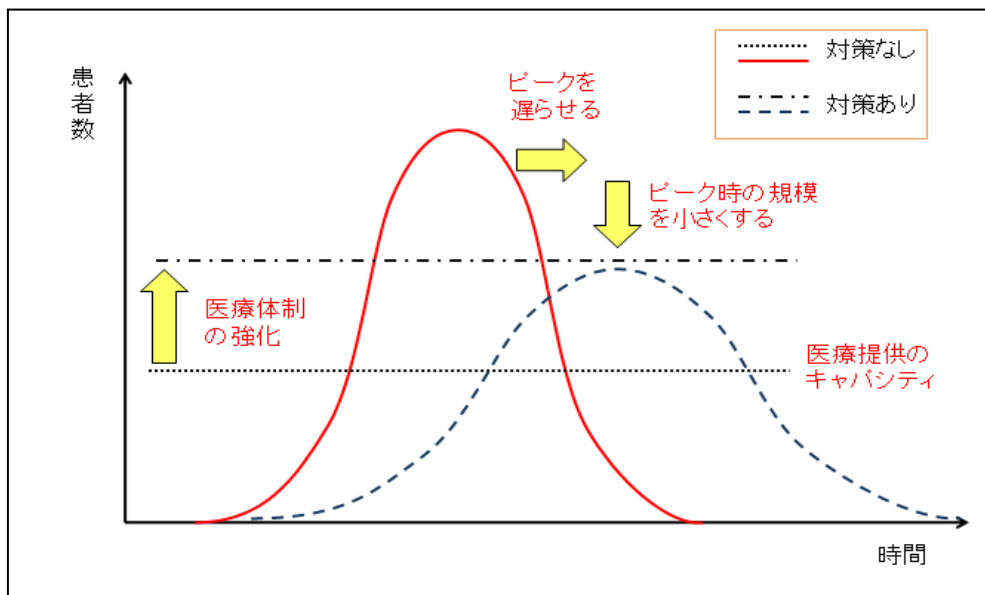
1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入を避けることはできないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的に、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

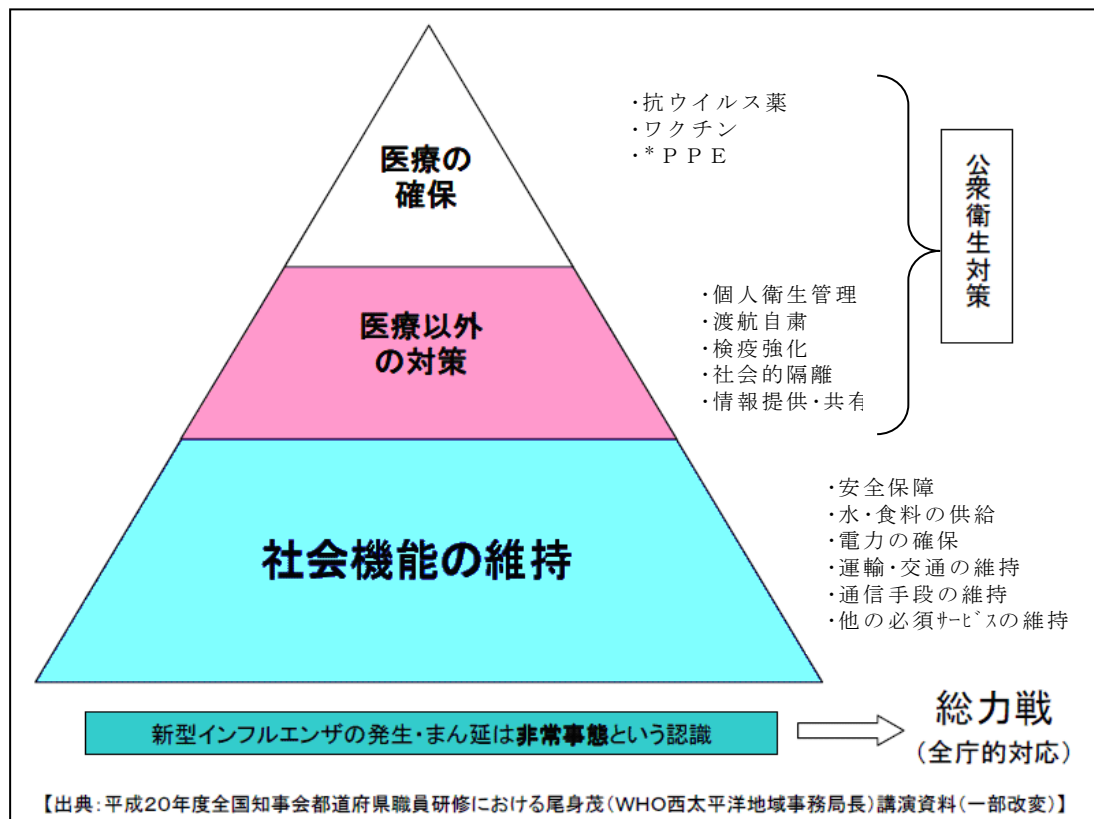
- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

図1 公衆衛生対策のイメージ



- 2) 町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小になるようにする。
- ・地域での感染対策により、欠勤者の数を減らす。
 - ・業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供又は町民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

図2 大流行に備えた対策イメージ



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策（以下「対策」という）は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の事項を基本とする一連の流れをもった戦略を確立する。（具体的な対策については、＜各段階の対策＞において、発生段階毎に記載する。）

1) 発生前の段階

発生前の段階では、国や県による水際対策の構築や、*抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、町における医療体制の整備、ワクチン接種体制の整備、町民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

また、県・近隣市町村・企業による業務継続計画等の策定などと相互に連携をはかり、新型インフルエンザ等の発生に備える必要があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。当該対策では、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となり、町においては情報収集に努める。

2) 発生が確認された段階

世界で新型インフルエンザ等の発生が確認された段階で、直ちに、当該対策実施のための体制に切り替える。

県内での患者が確認されるまでの間は、県において保健所、検疫所及び医療機関が連携し、感染のおそれがある者に対する調査、指導等により感染者の早期発見及び感染拡大の防止を図る。町においては情報収集に努めると共に、県等の行う対策に適宜協力する。

3) 県内で発生が確認された段階

県内で患者が確認された当初の段階では、県においては上記に加え、患者の入院勧告や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じ、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限

等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。

なお、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。町においては情報収集に努めると共に、県等の行う対策に適宜協力する。

4) 県内で感染が拡大された段階

県内で感染が拡大した段階では、県と国が協議の上、事業者等と相互に連携して、医療の確保、町民の生活や経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

なお、社会の緊張により、予期しない事態が生じることも考えられるため、県と国が協議の上、社会の状況に応じて臨機応変に対処し、現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。町においては情報収集に努め、県や国と連携し、適宜協力する。

5) 町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合の新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて、積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のみならず、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

3. 対策実施上の留意点

町は、県、指定（地方）公共機関と連携して、新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生した時に特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務継続計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1) 基本的人権の尊重

当該対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。医療関係者への医療等の実施の要請等(特措法第 31 条)、不要不急の外出の自粛要請、学校、社会福祉施設、興行場等の使用制限の要請等(特措法第 45 条)、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用(特措法第 49 条)、緊急物資の運送等(特措法第 54 条)、特定物資の売渡しの要請(特措法第 55 条)等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該対策を実施するため必要最小限のものとする(特措法第 5 条)。

具体的には、法令の根拠があることを前提として県が中心となり、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではないことに留意する。

3) 関係機関相互の連携協力の確保

村田町新型インフルエンザ等対策本部(特措法第 34 条)(以下「町対策本部」という。)は、政府対策本部(特措法第 15 条)及び宮城県対策本部(特措法第 22 条)と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

必要に応じて、町対策本部長は県対策本部長に対して、当該対策に関する総合調整を行うよう要請をする事ができる。(特措法第 36 条第 2 項)

4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、県対策本部、町対策本部における当該対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

Ⅱ 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した病原体の病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫力等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであり、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり得る。

町行動計画の策定に当たっては、政府行動計画・県行動計画において想定される流行規模に関する数値を参考に試算すると例として次の事項のような発生状況が予想される。（表 1）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、この規模を超える事態となり得ることも念頭に置くことも重要である。

表 1 流行規模及び被害想定

平成 22 年国勢調査人口

項 目		町内	県内	全国
流行期間		約 8 週間		
り患者（人口の 25%）		約 3,000 人	約 60 万人	約 3,200 万人
受診者数		約 1,220 人 ～約 2,340 人	約 24 万人 ～ 46 万人	約 1,300 万人 ～2,500 万人
中等度※ ₁ （*致命率 0.53%）	入院患者 （1 日当たり最大）	50 人 （10 人）	1 万人 （0.19 万人）	53 万人 （10.1 万人）
	死亡者数	約 16 人	約 0.3 万人	約 17 万人
重度※ ₂ （致命率 2.0%）	入院患者 （1 日当たり最大）	190 人 （40 人）	3.7 万人 （0.73 万人）	200 万人 （39.9 万人）
	死亡者数	約 60 人	約 1.2 万人	約 64 万人
従業員の欠勤率の想定		最大 40%程度		

※ 1 : アジアインフルエンザ並み

※ 2 : スペインインフルエンザ並み

【参考：政府行動計画（抜粋）】

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される¹⁷など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、*鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

¹⁷ WHO “Pandemic Influenza Preparedness and Response” 平成 21 年（2009 年）WHO ガイダンス文書

政府行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本政府行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

- ・ 全人口の **25%**が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約 1,300 万人～約 2,500 万人¹⁸と推計。

¹⁸ 米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて、医療機関受診患者数は、約 1,300 万人～約 2,500 万人と推計。

- ・ 入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約 2,500 万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率 0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率 2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約 53 万人、死亡者数の上限は約 17 万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 200 万人、死亡者数の上限は約 64 万人となると推計。
- ・ 全人口の **25%**が罹患し、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 10.1 万人（流行発生から 5 週目）と推計され、重度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 39.9 万人と推計。
- ・ なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

- ・ なお、未知の感染症である*新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 国民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は 1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約 2 週間¹⁹）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5 %程度²⁰と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

¹⁹ アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約 2 週間と設定されている。

National Strategy for pandemic influenza (Homeland Security Council, May 2006)

The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (Public Health Agency of Canada, Dec 2006))

²⁰ 平成 21 年（2009 年）に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時に医療機関を受診した者は国民の約 1 %（推定）

Ⅲ 対策の基本項目

対策における各段階の概要

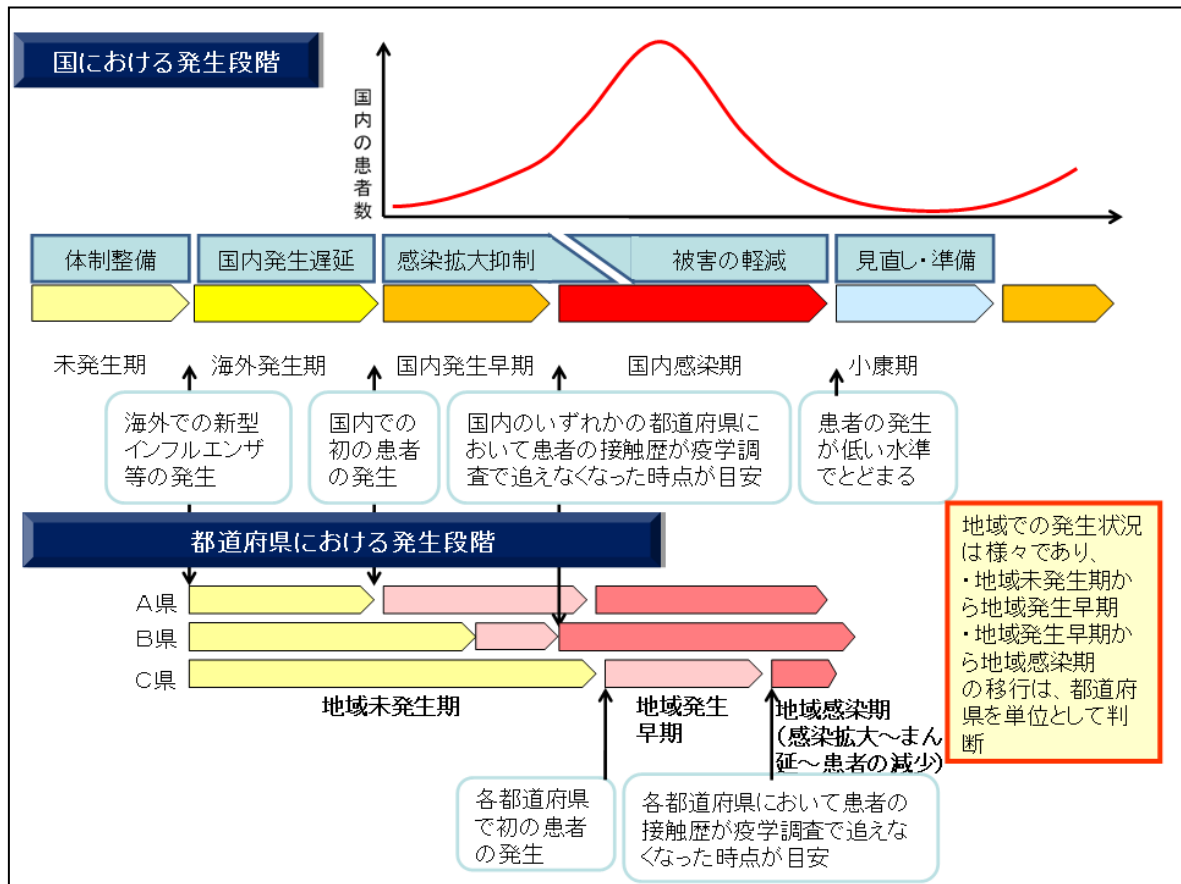
当該対策では、その発生状況に応じて取るべき対応が異なり、あらかじめ検討の上、準備する必要があることから5つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めている。これはWHOが宣言（実施）する発生段階を参考にしつつ、実情に応じた戦略を検討するのに適した段階として定めたものである。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

表2 発生段階

発生段階		流行状態
政府 行動計画	県・町 行動計画	
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外 発生期	県内 未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内 発生早期		いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生していない状態
国内 感染期		県内 発生早期
	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

図3 国及び地域における発生段階



IV 対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体としての万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

2. 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときには、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が必要になる。

新型インフルエンザ等発生時には、県対策本部を設置し、基本的対処方針を踏まえ、県行動計画等に基づく対策を講じていく。

なお、市町村及び指定（地方）公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に調整する。

【町】

町は住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められている。対策の実施にあたっては、県や近隣市町と密接な連携を図る。

なお、具体的な行動計画については＜各段階における対策＞に明示するものとする。

3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や、必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

4. 指定（地方）公共機関の役割

*指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときには、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

※指定（地方）公共機関とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）による機関をいう。

5. 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

6. 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

7. 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など、実施されている対策についての情報を得て、不要不急な外出をさけるなど、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

<各 論>

I 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く、感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあり、危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国・県・町、事業者が相互に連携を図り、新型インフルエンザ等の脅威に対する町民の安全・安心の確保に迅速に対応するため、各発生段階に応じた行動計画を策定し、広く関係者に周知しながら、理解と協力を求めていく。

さらに、パンデミック時には、社会機能を維持するため、行政及び関係機関が緊密な連携を確保する。

本町においては、行動計画を策定するとともに、各段階に応じた対策に支障が生じないように必要な措置を講ずる。

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合は、町長を対策本部長とする「村田町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、行動計画に基づき、現状に応じた迅速かつ的確な対応を講ずる。

また、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。

II 情報収集・情報提供

新型インフルエンザ等対策は、町民の生活に重大な影響を及ぼす危機管理上の重要な課題という共通理解のもと、国、県、町、医療機関、事業者、個人の各々が自らの役割を認識するとともに、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策のすべての段階、分野において、各主体間でのコミュニケーションが必須である。

町は、県と連携を取りながら、国及び県が実施する対策及び*サーベイランス、医療体制確保等に関して、迅速かつ適切な情報収集を行うとともに、ホームページや相談窓口の設置、医療機関等との情報共有、町民、事業者、関連施設等への情報提供等を行い、理解を深めてもらうことで、発生時の適切な行動につなげる。

特に学校や幼稚園、保育施設等は、集団感染などにより、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係各課と連携、協力して感染症や公衆衛生について、丁寧な情報提供を行う。

III 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備をはかるための時間を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数を最小限にとどめることにより、医療体制の破たんを回避し、町民に必要な医療を適切に提供する体制を維持することが重要である。

また、緊急事態宣言が出され、県が必要に応じ、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の要請等を行った場合には、町民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

住民接種については、*パンデミックワクチンの開発状況等により実施時期が流動的になる可能性があるため、発生段階に関わらず円滑に実施できるよう備える。

IV 予防接種

1. ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

2. 特定接種

特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

1) 対象者

ア. 「医療提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

イ. 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

ウ. 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

2) 接種順位

国は、登録事業者および公務員の接種順位の考え方について、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として整理しているが、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生時の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。

順位	対 象 者
1	医療関係者
2	新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
3	指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
4	それ以外の事業者

3) 接種体制

登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、原則として集団接種により接種を実施する接種体制の構築が登録の要件とされるが、町は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する国が行う事業者支援と接種体制に協力する。

3. 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

1) 対象者

住民接種は、全町民を対象とする（在留外国人を含む）。町民以外にも、町内の医療機関に勤務する医療従事者および入院患者等も考えられる。

2) 対象者の区分

以下の四つに分類するが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

区分	対 象 者
医学的 ハイリスク者	呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者。（基礎疾患を有する者・妊婦）
小児	小児及び1歳未満の小児の保護者、身体的な理由により予防接種を受けられない小児の保護者。
高齢者	65歳以上の者（ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群）
成人・若年者	上記以外の者

3) 接種順位の考え方

新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これからの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

4) 接種体制

町が実施主体となり、原則として集団接種とする。接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保するなど接種が円滑に行えるよう、接種

体制の構築を図る。

5) 留意点

「特定接種」と「住民接種」の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部において総合的に判断し決定される。

6) 医療関係者に対する要請

特措法第31条第5項の規定に基づき、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行うよう県に要請する。

V 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。

健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

また、地域の医療資源（医療従事者、病棟数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制が必要である。

VI 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

流行が拡大した場合は、ごみ収集やし尿処理機能の確保を図るとともに、感染を防止するために集会、催し物等の必要性の検討や自粛を要請する。

各事業者に対しては、本人や家族のり患等により相当数の従業員が欠勤することが予想されるため、業務継続計画を立て、発生に備えるよう要請する。

また、在宅の高齢者、障がい者等の社会的弱者に対する支援や新型インフルエンザによる死者が多数発生した場合に備えて各関係機関と連携し、火葬場、一時遺体安置所を確保するなど、社会的混乱の防止に努める。

＜各段階における対策＞

I 未発生期

新型インフルエンザ等が発生していない状態

海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

未発生期	
目 的	発生に備えて体制の整備を行う。 国・県との連携の下に発生の早期確認に努める。
町の対策	1 新型インフルエンザ等の情報収集、防疫体制の整備、関係機関と情報共有を図る。 2 町民に対し、当該対策に関する正しい知識を普及する。 3 村田町新型インフルエンザ等業務継続計画に基づき、町民生活に支障をきたさないような業務対応を考慮する。

◇ 具体的対策 ※[〇〇課]は主に推進する課を記載

1. 実施体制

1) 行動計画等の作成 [総務課、健康福祉課]

特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を作成し、必要に応じて見直しを行う。

2) 業務継続計画の策定 [総務課]

職員が新型インフルエンザ等により患することがないように十分な予防策を講じるとともに、一定数の町職員が患した状況においても行政サービスの過剰な低下を招かないよう業務継続計画を策定し、必要に応じて見直しを行う。

3) 国・県との連携強化及び発生状況の情報収集 [総務課、健康福祉課]

国・県、他市町村、指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時からの情報交換や連携体制の確認等を実施する。

2. 情報収集・情報提供

1) 国・県等の情報収集・提供 [総務課、健康福祉課]

国及び県が発信する新型インフルエンザ等にかかる情報を収集し、必要に応じ、医療機関、事業者等に提供する。

2) 予防接種・行動計画の周知 **〔総務課、健康福祉課〕**

広報、ホームページ等を通じて、新型インフルエンザ等に関する予防対策や行動計画等の情報を町民や事業者等に周知する。

3) 施設等での情報提供等 **〔健康福祉課〕**

平常時から、関係部署と連携して、学校、幼稚園、保育施設、高齢者や障がい者施設等に対し、感染症や公衆衛生について、情報提供を行う。

4) 情報収集・情報提供体制の整備 **〔総務課、健康福祉課〕**

発生前から情報収集、情報提供、関係部局間での情報共有体制を整備する。

5) 相談窓口の設置準備 **〔健康福祉課〕**

町民からの相談に応じるため、必要な物資及び資材等を検討し、相談窓口を設置する準備を進める。

3. 予防・まん延防止

1) 個人における対策の普及 **〔健康福祉課〕**

感染防止のため、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を行う。

また、自らの発症が疑わしい場合は、*帰国者・接触者相談者センターに連絡し、指示を仰ぐといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

2) 施設等の感染対策の準備 **〔健康福祉課〕**

学校、幼稚園、保育施設、高齢者や障がい者施設における感染対策、臨時休業等が必要となった場合の対処等の準備を勧奨する。

3) 防護具等の準備 **〔総務課、健康福祉課〕**

町の施設における消毒剤等の感染防護用品や、業務に従事する職員の感染防止のための個人防護具の備蓄を進める。備蓄に当たっては、用具の耐用年数を考慮し、継続的な購入等に留意する。

4. 予防接種

1) 特定接種の位置づけ **〔健康福祉課〕**

特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く）の規定を適用し実施する。

特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、町が実施主体となり接種を実施する。

2) 特定接種の準備 **〔健康福祉課〕**

町は、以下の業務を実施し、特定接種の準備を行う。

- ア．必要に応じて国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。
- イ．特定接種の対象となり得る町職員を把握し、県を通じ厚生労働省宛に人数を報告する。
- ウ．登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

3) 住民接種の位置づけ **〔健康福祉課〕**

住民接種は、新型インフルエンザ等のまん延予防上、緊急の必要がある場合に特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、住民接種を実施する。

住民接種を実施する対象者は、町の区域内に居住する者を原則とする。

上記以外にも住民接種の対象者としては、町に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考えられる。

5. 医療

1) 医療の確保 **〔健康福祉課〕**

入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについての検討を行う。

6. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

1) 事業所への業務継続計画の策定促進 **〔地域産業推進課〕**

事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について計画を策定する等、十分な事前準備を行うよう、必要に応じて国・県等と連携し要請する。

2) 要配慮者への生活支援 **〔健康福祉課〕**

新型インフルエンザ等の発生に備え、自治会、行政区長や民生委員と連携をとりながら、支援を必要とする世帯（独居高齢者、障がい者世帯等）を把握し、国からの要請に対して県と連携を図りながら生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について具体的手続きを検討する。

3) 火葬能力等の把握 **〔町民生活課〕**

死亡者が多数であっても、公衆衛生上問題が生じることがないように、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握、検討を行い、埋火葬

を円滑にできる体制を整備する。

また、県による火葬能力・遺体安置可能数の調査に協力し、情報共有を図る。

4) 物資及び資材の備蓄等 **〔総務課、健康福祉課〕**

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄し、又は施設及び設備を整備する。

Ⅱ 県内未発生期

海外又は他県で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

県内未発生期	
目 的	新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、県内発生が遅延と早期発見に努める。 県内発生に備えて体制の整備を行う。
町の対策	1 海外・他県の発生状況に関する継続的な情報収集を実施する。 2 関係部署での情報交換と連携体制を強化する。 (必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部を設置する。)

◇ 具体的対策

1. 実施体制

1) 発生状況の情報収集 [総務課、健康福祉課]

WHO、国、県等から新型インフルエンザ等の発生情報を収集する。

2) 対策本部の設置 [総務課]

国・県の機関等を通じて必要な情報収集を行い、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合、直ちに「村田町新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。(特措法第34条第1項)。

*政府対策本部が設置されるまでの流れは以下のとおり。

【政府行動計画（抜粋）】

② WHOが新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表した場合には、厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表する（感染症法第44条の2第1項、第44条の6第1項）とともに内閣総理大臣に報告する（特措法第14条）。(厚生労働省)

③ ②の報告があった時は、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置場所及び期間を国会に報告するとともに、公表する（特措法第15条第1項、第2項、第16条）。

2. 情報収集・情報提供

1) 情報収集 [総務課、健康福祉課]

県が実施するサーベイランスの情報収集を図る。

2) 情報提供・注意喚起等 [健康福祉課]

国及び県が発信する情報を入手し、町民、医療機関、事業者等への情報提供に努める。

また、国内での発生状況、県内で発生した場合に必要な対策等新型インフルエンザ等に関する基本的な情報を提供し、注意喚起を行う。

3) 相談窓口の設置 [健康福祉課]

県等からの要請に応じ、国から配付された Q&A 等を参考に町民からの相談に対応できる相談窓口を設置する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

町民一人ひとりがとるべき感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。

また、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

3. 予防・まん延防止

1) 感染対策の周知・勧奨 [健康福祉課]

町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・人混みを避ける等の基本的な感染対策を周知し、勧奨する。

2) 施設等の感染対策の強化 [健康福祉課、教育委員会、子育て支援課]

学校、幼稚園、保育施設、高齢者や障がい者施設における感染対策、臨時休業等が必要となった場合の対処等を強化するよう要請する。

3) 施設等における関係者の健康状態の把握

[健康福祉課、教育委員会、子育て支援課]

児童、生徒、通所者、職員の健康状態を把握し、発熱、咳等の症状のある者の早期発見や医療機関の受診勧奨に努めるよう、各施設に周知する。

4) 施設閉鎖時の対応の検討 [各施設管理者]

町内発生に備え、町の施設の閉鎖時の対応について検討する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

国・県の指示に基づき、*濃厚接触者対策や外出自粛要請、施設の使用制限等の要請、重点的まん延防止策に対応する。

4. 予防接種

1) 特定接種の実施 [健康福祉課]

国または県と連携し、接種対象となる町職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て実施する。

2) 特定接種の広報・相談 [健康福祉課]

具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先等、接種に必要な情報を提供する。

なお、特定接種は、住民接種より早く実施されることから、特定接種の目的等について町民等の理解を得られるよう努める。

3) 住民接種の準備 [健康福祉課]

町は、以下の業務を実施し、住民接種の準備を行う。

- ア. 町を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。
- イ. 国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ウ. 円滑な接種の実施のため、あらかじめ市町村間で広域的な接種を可能にするよう努める。
- エ. 速やかに住民接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。
- オ. そのほか、関係機関と連携を図りながら、円滑な住民接種の実施に向けた準備を行う。

5. 医療

1) 医療体制の周知 [健康福祉課]

国や県が整備を進めている地域医療体制、抗体検査、抗インフルエンザ薬等について分かりやすく周知する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国や国

内患者の濃厚接触者の診療のために、国内各地域において*帰国者・接触者外来が設置されるため、その周知を行う。

また、帰国者・接触者相談センターが設置されるため、その周知を行う。

6. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

1) 物資及び資材の備蓄等 **〔総務課〕**

食料・生活必需品が確保できるよう、町民自らが可能な限り備蓄に努めるよう周知を図る。

2) 要配慮者対策 **〔健康福祉課〕**

新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要配慮者やその協力者へ連絡し、予防に努めるよう周知する。

3) 事業者の対応 **〔地域産業推進課〕**

事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努める。

国・県等が事業者に対し要請する従業員の健康管理の徹底、職場における感染対策、業務の継続または自粛の準備について、その対策等に協力する。

4) 遺体の火葬・安置の準備 **〔町民生活課〕**

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。また、一時埋葬地候補をリストアップする。

Ⅲ 県内発生早期

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある

県内発生早期	
目 的	県内での感染拡大をできる限り抑える。 患者に適切な医療を提供する。 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
町の対策	1 感染拡大を防止するための情報提供体制・相談体制を充実させる。 2 「村田町新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。 3 町内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

◇ 具体的対策

1. 実施体制

1) 対策本部の設置 [総務課]

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合、直ちに、「村田町新型インフルエンザ等対策本部」を設置する（特措法第34条第1項）。

2) 発生状況の情報収集 [総務課、健康福祉課、教育委員会、子育て支援課]

国・県等から新型インフルエンザ等の発生状況の情報を収集する。

また、保育園・幼稚園・学校施設等から情報を収集し、欠席者及び臨時休業の状況を把握する。

3) 業務継続計画の策定 [総務課]

町職員が新型インフルエンザ等により患することがないように十分な予防策を講じるとともに、町業務の絞り込み、休止などを想定する。

2. 情報収集・情報提供

1) 情報収集・注意喚起等 [総務課、健康福祉課]

国及び県からの通知、引き続き県が実施するサーベイランスを情報収集し、関連

情報及び町の対策内容、状況を町民、医療機関、事業者等に提供するとともに、注意喚起を行う。

2) 感染対策の徹底 **〔健康福祉課〕**

個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、個人レベルの感染対策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法）を周知する。

また、事業者、学校、幼稚園、保育施設、高齢者や障がい者施設等に対し、感染対策を強化するよう要請する。

3) 相談窓口の充実・強化 **〔総務課、健康福祉課、子育て支援課〕**

県等からの要請に応じ、国から配付された Q&A 等を参考に町民からの相談に対応できる相談窓口を充実・強化する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

町民一人ひとりがとるべき感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。

また、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

3. 予防・まん延防止

1) 感染対策の強力な要請 **〔健康福祉課〕**

町民、学校、幼稚園、保育施設、高齢者や障がい者施設に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・人混みを避ける等の基本的な感染対策を徹底するよう要請する。

2) 学校・保育施設等の管理者への要請

〔健康福祉課、教育委員会、子育て支援課〕

ウイルスの病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学校閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に実施するよう要請する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

国・県の指示に基づき、濃厚接触者対策や外出自粛要請、施設の使用制限等の要請、重点的まん延防止策に対応する。

4. 予防接種

1) 住民接種の実施 **〔健康福祉課〕**

ワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第 6 条第 3

項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

2) 住民接種の広報・相談 **〔健康福祉課〕**

実施主体として相談窓口を設置し、町民からの相談に応じるほか、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先等、接種に必要な情報を提供する。

3) 住民接種の有効性・安全性に係る調査 **〔健康福祉課〕**

実施主体として、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

5. 医療

1) 医療体制の周知 **〔健康福祉課〕**

県内未発生期に引き続き、国や県が整備を進めている地域医療体制、抗体検査、抗インフルエンザ薬等について分かりやすく周知する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内各地域において帰国者・接触者外来が設置されるため、その周知を行う。

また、帰国者・接触者相談センターが設置されるため、その周知を行う。

6. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

1) 物資及び資材の備蓄等 **〔総務課〕**

食料・生活必需品が確保できるよう、また、買い占めることがないように町民自らが可能な限り備蓄に努めるよう周知する。

2) 要配慮者対策 **〔健康福祉課〕**

新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食料品の配布等、医療機関への移送）を行う。

3) 事業者の対応等 **〔地域産業推進課〕**

事業者に対し、不要不急の業務の縮小に向けた取り組みや職場の感染防止を開始するよう要請する。

また、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始する

よう依頼する。

4) 遺体の火葬・安置 **【町民生活課】**

遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

5) 防犯・防災活動 **【総務課】**

混乱に乗じて発生が予測される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、防犯・防災活動の広報啓発活動を推進する。

IV 県内感染期

県内・町内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態

感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む

県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある

県内感染期	
目 的	医療体制を維持する。 健康被害を最小限に抑える。 町民の生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。
町の対策	1 遺体安置所の設置等を実施する。 2 流行の拡大に備えた医療体制を強化する。 3 不要不急の外出や催し物の自粛を要請する。 4 業務継続計画に沿った職員のための感染防止策の実施と業務調整を図る。 5 町民（特に社会的弱者等）への支援を強化する。 6 重症患者を中心とする入院医療体制へ転換していく。 7 病床を含めた既存の医療資源を最大限活用していく。 8 公共交通機関、ライフラインを確保する。 9 社会不安を解消するため広報活動を充実・強化する。

◇ 具体的対策

1. 実施体制

1) 対策本部の設置 [総務課]

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合、直ちに、「村田町新型インフルエンザ等対策本部」を設置する（特措法第34条第1項）。

町は、国・県が基本的対処方針を変更した場合は、町内における対処方針を変更する。

2) 発生状況の情報収集

[総務課、健康福祉課、地域産業推進課、教育委員会、子育て支援課]

引き続き、国・県等から新型インフルエンザ等の発生状況の情報を収集する。

また、保育園・幼稚園・学校施設等、事業所等から情報を収集し、欠席者及び臨時休業の状況を把握する。

3) 町業務の継続 [総務課]

町の業務継続計画により、業務を遂行し、町民への行政サービスの低下を最小限

に抑える。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】 **〔宮城県〕**

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合で、当該区域の市町村が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、県による代行（特措法第 38 条）、他の市町村による応援（特措法第 39 条）の措置を活用する。

2. 情報収集・情報提供

1) 情報収集・注意喚起等 **〔総務課、健康福祉課〕**

国及び県からの通知、引き続き県が実施するサーベイランスを情報収集し、関連情報及び町の対策内容、状況を町民、医療機関、事業者等に提供するとともに、注意喚起を行う。

2) 感染対策の徹底 **〔健康福祉課〕**

個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、個人レベルの感染対策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法）を周知する。

また、事業者、学校、幼稚園、保育施設、高齢者や障がい者施設等に対し、感染対策の徹底を要請する。

3) 相談窓口の継続 **〔総務課、健康福祉課〕**

県等からの要請に応じ、国から配付された Q&A 等を参考に町民からの相談に対応できる相談窓口を継続する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

町民一人ひとりがとるべき感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。

また、学校、保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

3. 予防・まん延防止

1) 感染対策の強力な要請 **〔健康福祉課、教育委員会、子育て支援課〕**

町民、学校、幼稚園、保育施設、高齢者や障がい者施設に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・人混みを避ける等の基本的な感染対策を徹底するよう要請する。

また、り患者については、症状が軽快しても、感染力が無くなるまで外出しないよう呼びかける。

2) 学校・保育施設等の管理者への要請

〔健康福祉課、教育委員会、子育て支援課〕

ウイルスの病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学校閉鎖、学年閉鎖、休校）を引き続き適切に実施するよう要請する。

3) 施設閉鎖・主催行事の中止等の検討 〔各関係機関〕

町の施設の閉鎖や、町主催行事の中止または延期を検討する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

国・県の指示に基づき、濃厚接触者対策や外出自粛要請、施設の使用制限等の要請、重点的まん延防止策に対応する。

4. 予防接種

1) 住民接種の実施 〔健康福祉課〕

緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

2) 住民接種の有効性・安全性に係る調査 〔健康福祉課〕

実施主体として、引き続き、予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

5. 医療

1) 在宅で療養する患者への対応の準備（要配慮者対策） 〔健康福祉課〕

新型インフルエンザ等になり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について患者や病院から要請があった場合は、国及び県と連携して、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への必要な支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

町は、特措法第 48 条第 2 項の規定により県が必要であると認めるとき、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を行う。

6. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

1) 町民・事業者への呼びかけ [総務課、地域産業推進課]

町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

2) 物資・資材等の配布 [総務課、健康福祉課]

必要に応じて、町民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分、配布を行う。

3) 事業者の対応等 [地域産業推進課]

事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講ずるよう要請する。

町内の事業者に対し、不要不急の業務の縮小や職場の感染防止策を講ずるよう要請する。

社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業の継続を要請し、必要に応じ、町民、事業者等へ協力を呼びかける。

国が必要に応じ示す当該事業継続のための法令の弾力運用について、迅速に関係者へ周知を行う。

4) 遺体の火葬・安置 [町民生活課]

引き続き、遺体搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、町内で火葬を行う事が困難と判断されるときは、他市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保すると共に遺体の搬送の手配等を実施する。

臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずると共に、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。

1) 水の安定供給 **【水道事業所】**

水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる（特措法第 52 条第 2 項）。

2) サービス水準に係る町民への呼びかけ **【総務課】**

町民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

3) ごみ・し尿の処理 **【町民生活課】**

ごみ・し尿の処理状況の調査を行い、ごみ・し尿処理機能の維持を図る。

通常のごみ収集・し尿汲み取り回数の維持が困難になる事態に備え、町民や事業者には減量化を求める要請を行う。

4) 埋葬・火葬の特例等 **【町民生活課】**

火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう依頼する。

死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

5) 防犯・防災活動 **【総務課】**

混乱に乗じて発生が予測される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、防犯・防災活動の広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取り締まりを強化するため警察機関と連携する。

V 小康期

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

大流行はいったん終息している状況

小康期	
目 的	町民の生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
町の対策	1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要について町民に情報提供する。 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期把握に努める 4 「村田町新型インフルエンザ等対策本部」を廃止する。

◇ 具体的対策

1. 実施体制

1) 体制・措置の縮小等 [総務課]

町は、国・県・指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

2) 対策本部の廃止 [総務課]

政府が緊急事態宣言を解除したときは、速やかに「村田町新型インフルエンザ等対策本部」を廃止する（特措法第 37 条）。

3) 対策の評価、見直し [総務課、健康福祉課]

町は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、業務計等の見直しを行う。

2. 情報収集・情報提供

1) 終息と第二波に備える情報提供・注意喚起 **〔健康福祉課〕**

町民、医療機関事業者等に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、情報提供と注意喚起を行う。

2) 相談窓口の縮小 **〔健康福祉課〕**

状況をみながら相談窓口を縮小する。

3) 情報提供方法等の評価・見直し **〔総務課、健康福祉課〕**

町民から相談窓口に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

3. 予防・まん延防止

1) 感染対策の見直し **〔健康福祉課〕**

新型インフルエンザ等の発生から感染拡大、流行の終息に至る経過等を踏まえ、流行の第二波に備えて感染対策等の改善に努める。

4. 予防接種

1) 住民接種の実施 **〔健康福祉課〕**

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。

2) 住民接種の有効性・安全性に係る調査 **〔健康福祉課〕**

町は、実施主体として、引き続き、予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定に基づき町民に対する予防接種を進める。

5. 医療

1) 医療体制の周知 **〔健康福祉課〕**

国及び県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻し

たことを周知する。

6. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

1) 町民・事業者への呼びかけ **〔総務課、地域産業推進課〕**

第二波に備え、町民に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

2) 物資及び資材の備蓄等 **〔総務課〕**

第一波により配布した物資、資材等を補充・調達し、第二波に備える。

3) 業務の再開 **〔総務課、健康福祉課、地域産業推進課〕**

一般の事業者に対し、各地域の感染動向、国・県等の情報を踏まえつつ、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない時期について協議・検討を行い、周知する。

4) 要配慮者対策 **〔健康福祉課〕**

新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、引き続き国・県と連携し、必要な支援（見回り、食料品・生活必需品等の配布、医療機関への移送）を行う。

5) 業務の縮小・継続 **〔総務課〕**

業務継続計画に基づき、職場内感染を防止し、出勤する職員数、重要業務が継続できるよう調整を図る。

流行状況を踏まえ、町民に対して各種行事の自粛の解除を広報する。

6) 遺体の火葬・安置 **〔町民生活課〕**

新型インフルエンザ等による死亡者数の状況を踏まて、埋火葬による平常の体制に戻す。

遺体安置所は、死亡者数の状況を踏まえて、順次閉鎖する。

7) 防犯・防災活動 **〔総務課〕**

防犯・防災機能の状況を踏まえ、防犯・防災活動を平常時の体制に移行する。

用語解説（アイウエオ順）

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのは A 型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミターゼ（NA）という、二つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者または患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミターゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを指すこともある。

○指定（地方）公共機関

医療、医薬品・医療機器の製造販売、電気・ガスの供給、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

○新型インフルエンザウイルス

今まで人類が経験したことのない新しい亜型の A 型インフルエンザウイルス

スが発生し、人から人へ感染する能力をもったもの。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥またはその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長時間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度または長時間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルスまたはこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるもの。

○PPE(Personal Protective Equipment：個人防護具)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術学的には病原体（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

村田町新型インフルエンザ等対策行動計画

発 行：宮城県村田町

宮城県柴田郡村田町大字村田字迫 6 番地

編 集：総務課

印 刷：庁内印刷